

平成27年12月25日

地方厚生（支）局医療課長
 都道府県民生主管部（局）
 国民健康保険主管課（部）長
 都道府県後期高齢者医療主管部（局）
 後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
 （公印省略）

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成27年12月12日に提出すべき平成27年4月から9月分の再照会に係るデータの提出に遅延等が認められたため、平成28年2月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遗漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

保険医療機関名	適用期間
北海道札幌市西区西町南20丁目1番30号 医療法人明日佳札幌宮の沢脳神経外科病院	
茨城県桜川市岩瀬42番地 医療法人隆仁会山王病院	
埼玉県行田市持田376番地 社会医療法人壮幸会行田総合病院	平成28年2月1日から
東京都千代田区神田和泉町1番地 社会福祉法人三井記念病院	平成28年2月29日まで
東京都目黒区中央町2-12-6 医療法人社団董会目黒病院	
東京都北区神谷一丁目27番14号 医療法人社団田島厚生会神谷病院	

保険医療機関名	適用期間
東京都多摩市中沢2丁目1番地2 公益財団法人東京都保健医療公社多摩南部地域病院	
神奈川県大和市中央4-4-12 医療法人徳洲会大和徳洲会病院	
新潟県新潟市中央区八千代2-2-8 新潟万代病院	
福井県福井市光陽3丁目10-24 光陽生協病院	
長野県飯田市毛賀1707 輝山会記念病院	
愛知県稻沢市平和町塩川104番地 医療法人六輪会六輪病院	
愛知県尾張旭市平子町北61 独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院	
三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦2969 町立南伊勢病院	
大阪府枚方市北中振3丁目8番14号 医療法人毅峰会吉田病院	
兵庫県小野市匠台72番1 医療法人社団薰楓会緑駿病院	平成28年2月1日から 平成28年2月29日まで
兵庫県赤穂市中広1090番地 赤穂市民病院	
岡山県岡山市北区西花尻1231-1 医療法人社団三樹会梶木病院	
香川県高松市天神前5番5号 一般財団法人三宅医学研究所附属三宅リハビリテーション病院	
高知県吾川郡いの町3864-1 医療法人光陽会関田病院	
福岡県北九州市小倉南区守恒本町1-3-1 医療法人敬天会東和病院	
佐賀県鹿島市大字中村2134番地4 医療法人天心堂志田病院	
熊本県玉名市玉名2172番地 一般社団法人玉名都市医師会立玉名地域保健医療センター	
宮崎県西都市大字下三財3378番地 医療法人暁星会三財病院	
沖縄県那覇市安里1丁目1番37号 医療法人陽心会大道中央病院	